

2020年3月18日

「無解約返戻金型先進医療特約」にご加入いただいているお客さまへ：
「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等の「先進医療」からの削除（見込み）について

2020年度の診療報酬改定に向けて、厚生労働省において先進医療の見直しの検討が行われております。その中で「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」と「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」について、2020年4月1日より、先進医療から削除される見込みとなっております。

※2020年3月末の厚生労働省告示をもって決定される見込みです。

当社の「無解約返戻金型先進医療特約」では、療養を受けた時点において、厚生労働省が定める「先進医療」であることを給付金のお支払事由としております。そのため「先進医療」から削除された場合、2020年4月1日以降に実施された「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」および「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」は、ご契約日に関わらず、先進医療給付金の支払対象外となりますため、ご注意ください。

今後の「先進医療」に関する最新情報につきましては、厚生労働省のホームページをご確認ください。

ご契約内容についてご不明な点などございましたら、担当ライフプランナーもしくは当社カスタマーサービスセンターへお問い合わせください。

<お問い合わせ窓口>

プルデンシャル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-810740（通話料無料）

受付時間：平日 9:00～18:00 土日 9:00～17:00

（祝休日12月31日～1月3日を除く）